

3月20日から 園田西武庫線(藻川工区)が開通

☎ 1042813 園道路整備担当 ☎ 6489 - 6493 ☎ 6488 - 8883

3月20日(金)午後3時ごろ、市北部の東西幹線道路である園田西武庫線(藻川工区)が開通します。これまで車両の迂回が必要だった周辺地域の交通が約5分短縮されるとともに、災害時の避難路としての防災機能が強化されます。開通に伴い、5月ごろには阪神バスが尼崎市内線 AD3系統(阪急園田〜尼崎ドライブスクール前)をJR猪名寺駅前まで延伸する予定です。これにより市北東部の利便性をさらに高めていきます。



令和8(2026)年度固定資産税・都市計画税 土地や家屋の評価額の縦覧など

☎ ①1024683 ②③1015491

☎ ①②資産税課 ☎ 660 - 8501【住所不要】☎ 6489 - 6262 ☎ 6489 - 6875 ③税務管理課 ☎ 6489 - 6284 ☎ 6489 - 6951

固定資産税・都市計画税は、土地や家屋(固定資産税は償却資産も)の所有者が、その評価を基に算定された税額を納めるものです。

①固定資産税・都市計画税の納期限は4月30日

納税通知書を4月上旬に発送します。第1期分の納期限は4月30日です。

②土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日〜30日午前9時〜午後5時、市役所南館2階ロビーで、土地や家屋の評価額などをそれぞれ記載した土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。自分の持つ土地や家屋の評価額が適正か判断できるように、ほかの土地や家屋の評価額も見ることができます。

縦覧できるのは固定資産税の納税義務者かその代理人。納税通知書と本人確認ができるものが必要です。

縦覧期間中に土地・家屋名寄帳の閲覧もできます(郵送での申請も可)。☎所定の用紙などを郵送で資産税課。なお、同期間中は、閲覧手数料はかかりません。

③固定資産課税台帳の閲覧・記載事項証明書の交付

固定資産課税台帳の閲覧・記載事項証明書の交付は申請者の本人確認書類(官公署発行の顔写真付きの証明書以外の場合は2点必要。代理人は委任状、借地・借家人は賃貸借契約書なども)を持って、直接市役所南館2階税務管理課か各サービスセンターへ。借地・借家人の閲覧と証明書の交付は同課のみで行います。閲覧は土地と家屋それぞれ所有者・年度ごとに¥300円、証明書の交付は年度ごとに1物件当たり¥300円。なお、縦覧期間中は納税義務者とその代理人は閲覧手数料はかかりません。

閲覧・交付対象者	対象となる固定資産
固定資産税の納税義務者	納税義務のある固定資産
借地人	借りている土地
借家人	借りている家屋と敷地の土地
固定資産を処分する権利を持つ人	処分する権利を持つ固定資産

乳幼児等医療・こども医療 新受給者証を送付

☎ 1015829 園福祉医療課 ☎ 6489 - 6359 ☎ 6489 - 6398

4月以降も受給資格がある人には、3月下旬に新しい受給者証(有効期間4月〜6月)を送付します。

乳幼児等医療

◆小学3年生(平成28(2016)年4月2日〜29(2017)年4月1日生まれの人) 4月から、こども医療へ移行。

◆平成31(2019)年4月2日〜令和2(2020)年4月1日生まれで、現在の受給者証の有効期間が令和8(2026)年3月31日までの人 4月から、「外来・入院とも負担なし」から「外来1日400円まで・入院負担なし」へ移行。

こども医療

◆中学3年生(平成22(2010)年4月2日〜23(2011)年4月1日生まれの人) 4月から、負担者番号が「48」で始まる「外来・入院負担なし」か「外来1日800円まで・入院負担なし」へ移行。

◆高校3年生(平成19(2007)年4月2日〜20(2008)年4月1日生まれの人)で、受給者番号が「88」で始まる人 4月から、障害者医療へ移行。

なお、現在中学3年生で各種手帳(身体障害者1〜3級、療育A・B1、精神1・2級)を持つ人は、所得区分により障害者医療の自己負担額が低額になる場合があります。

切れ目のない一貫した支援を 児童相談所を4月1日に開設

☎ 1042600 園児童相談所設置準備担当 ☎ 6423 - 7008 (3月31日まで) ☎ 6409 - 4297

本市では、子どもと家庭に寄り添い支える総合施設「子どもの育ち支援センター(いくしあ)」と一体的に運営し、子どもと家庭に関する切れ目のない一貫した支援を行うため、県から機能を移管して4月1日に児童相談所を開設します。当事者だけでなく、周りの人からの「虐待かもしれない」など、子どもの虐待に関する相談や、子育て・親子関係などに関する相談も受け付けています。相談は匿名でも可能です。また、さまざまな事情で家庭を離れて生活する子どもを新たな家庭に迎え入れ、温かい愛情で養育する里親の募集もしています。

さらに、市内の民間団体などによるオレンジリボンin

転入・転出などが集中する3月・4月に 市役所に休日臨時窓口を開設

☎ 1007252 園市民課 ☎ 6489 - 6408 ☎ 6483 - 2282

3月28日(土)・4月4日(土)午前9時〜午後5時

市役所に、休日臨時窓口を開設します。臨時窓口のため、下表以外の手続きはできません。また、例年転入・転出などが集中する3月・4月は市役所と阪急塚口サービスセンターの利用者が多くなり、非常に混雑します。阪神尼崎・JR尼崎サービスセンターもご利用ください。

休日臨時窓口の業務
▷住民異動届(転入・転出※・転居届など)の届け出▷印鑑登録▷住民票の写しなど証明書の交付
※オンライン(☎1033059)か郵送(☎1008617)でも可

◆マイナンバーカード市役所窓口も4月4日(土)に開設

☎ 1036574 4月4日(土)、同カード市役所窓口も臨時開設します(通常は第1土曜日以外に開設)。なお、同カード塚口窓口は土曜日は開設しません。☎マイナンバー専用ダイヤル ☎ 4400 - 5256 ☎ 7708 - 8840。

待合状況のWEB配信サービス ☎ 1024393

市役所市民課と各サービスセンターの窓口の待合状況をリアルタイムで配信しています。混雑回避にご利用ください。

申請期限は4月16日(必着) 児童手当の多子加算の継続を忘れずに

☎ 1040596 園こども福祉課 ☎ 660 - 8501【住所不要】☎ 6489 - 6349 ☎ 6482 - 3781

児童手当の多子加算を継続して受給するには、申請手続きが必要です。対象者には2月に案内を送付しました。

☎すでに多子加算を受けていて、4月以降も大学生年代の子※を含めて3人以上養育し、次のいずれかに該当する同手当受給者。▷4月から大学生年代になる子▷3月に短大

あまがさき実行委員会(☎ファミリーサポートセンター ☎ 4950 - 8862)など地域の支援者と連携し、イベントなどを通じて子どもや若者、大人も大切にされる社会の実現に向けた取り組みを実施していきます。

相談内容	問い合わせ先
虐待	虐待通告ダイヤル ☎ 6480 - 8601※
里親	里親ダイヤル ☎ 6480 - 8612※
療育手帳	療育手帳ダイヤル ☎ 6480 - 8613※
子育て相談など	子育て総合相談 ☎ 6430 - 9989

※4月1日からの電話番号(こども安心支援課内)

証明書の発行はマイナンバーカードの利用でお得に！ 簡単に！

同カードを利用すると、コンビニで住民票の写しなどを100円安く発行できます(☎1003544)。また、住民票の写しや戸籍・印鑑・課税証明などのオンライン申請(☎1027084)も可能です。

サービスセンターなら毎週土曜日でも手続き可能！

月〜土曜日午前9時〜午後5時、各サービスセンターで、下表の手続きができます。平日に比べて混雑が少ないので、ご利用ください。なお、土曜日は本籍地が本市以外の戸籍の交付は行いませんのでご注意ください。

平日	土曜日
住民票の写し・戸籍・印鑑・市民税などの証明書の交付、住民異動届(転入・転出・転居届など)・戸籍・印鑑登録・マイナンバーカード券面更新・国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療・児童手当の届け出、税などの納付など	住民票の写し・戸籍・印鑑・市民税(課税証明書のみの)などの証明書の交付、住民異動届(転入・転出・転居届)の受け付け、戸籍届の預かりなど

☎問い合わせ先 ☎申請申し込み ☎対象者 ☎費用 ☎先着順で受け付ける定員 ☎申し込み多数の場合は抽選する定員 ☎休館・休園日 ☎託児、手話通訳などあり。料金表示のないものは無料です(有料広告を除く)

記事に掲載している☎で検索すると、詳細などが分かります。検索はこちらから



福祉タクシーチケットなど 更新手続きを忘れずに

ID 1015553 問①②障害福祉課 ☎ 6489 - 6397 FAX 6489 - 6351 ③介護保険事業担当 ☎ 6489 - 6343 FAX 6489 - 7505

現在お持ちの福祉タクシーチケットとリフト付自動車派遣登録者証、高齢者移送サービスチケットの有効期限は3月31日ですので、更新手続きをお願いします。交付は1種類のみです。市内在住でそれぞれ次の要件を満たす、自宅で生活している人。**【①福祉タクシーチケット】**視覚障害者(児)・肢体障害者(児)の1・2級、内部障害者(児)1級(ただし、肝臓機能障害者<児>は1・2級)、知的障害者(児)A判定。**【②リフト付自動車派遣登録者証】**肢体障害者(児)1・2級、内部障害者(児)1級(ただし、肝臓機能障害者<児>は1・2級)。**【③高齢者移送サービスチケット】**65歳以上で介護保険制度の要介護認定4か5。

甲 3月12日～19日に現在お持ちのチケットや登録者

証と、身体障害者手帳▷療育手帳▷介護保険被保険者証(令和8<2026>年4月1日時点の要介護認定が4か5であることを確認できるもの)——のうち、対象に該当するものを持って直接南北福祉相談支援課へ。新規の交付申請も受け付けます。また、3月23日以降も随時更新申請を受け付けます。

各地区保健・福祉申請受付窓口では申請のみを受け付け、チケットなどは3月中に簡易書留で送付します(3月23日以降の申請の場合は4月以降に送付)。

①～③の対象ではなくなった人で、高齢者・障害者等バス乗車証を希望する人は甲 3月12日～19日に問福祉課 ☎ 6489 - 6348 FAX 6489 - 6329。

3月末で退職する人などへ 国民健康保険の届け出を忘れずに

ID 1002897 問国保年金課 〒 660 - 8501 【住所不要】 ☎ 6489 - 6423 FAX 6489 - 4811

◆3月末で退職する人など 退職や家族の社会保険の扶養から外れたことなどにより国民健康保険に加入する場合は、健康保険資格喪失証明書を持って届け出てください。届け出が遅れても国民健康保険料は国民健康保険の資格を取得した時点までさかのぼって納める必要があります。

◆4月から就職する人など 就職や家族の社会保険の扶養認定を受けたことにより国民健康保険を脱退する場合

は、新たな健康保険の資格が分かるものを持って届け出てください。届け出ないと国民健康保険に加入し続けることになり、国民健康保険料と新しく加入した社会保険料を両方納めることとなりますのでご注意ください。

いずれも甲 加入や脱退した日から14日以内に世帯主が、所定の用紙などを郵送か直接市役所南館1階国保年金課か、直接各サービスセンター。

生ごみの適切な処理が被害を減らすポイント カラスの被害が増えています

ID 1004366 問表参照

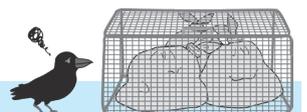
◆子育て中のカラスにご注意を カラスは3月ごろから巣作りを始め、繁殖活動に入ります。子育て時期の4月～6月は親鳥の気が荒くなり、人を威嚇したり攻撃したりすることがありますので巣やひなには近付かないでください。

◆生ごみを荒らされないために カラスは雑食性です。都会のカラスの餌は、7～8割が生ごみだといわれています。次のことに気を付けましょう。▷食材を使い切る▷生ごみは水をよく切り、減らす工夫をする▷ごみは収集日当日に出し、収集時間を守る▷細かい目の防鳥用ネットを使用し、ネットが風で飛ばされないよう重りを付ける▷ごみ箱に入れるか、ごみの周りを板などで囲む。ただし、ごみ箱に入れる場合は、必ず事前に業務課(家庭ごみ案内センター)へご相談ください。

◆捕獲や巣の撤去の相談など カラスは野生の鳥類であるため、原則として捕獲したり卵やひなのいる巣を撤去し

たりすることはできません。ただし、人への被害が予測される場合や、生活環境への被害が発生した場合は、捕獲を許可することができますので業務課へご相談ください。

◆カラス除けボックスの貸与 今後、カラスによるごみの散乱被害が生じているマンションや持ち出し協力場所のごみ集積所を対象に、ごみの排出方法の指導や啓発と併せて、カラス除けボックスを一時的に貸与予定です。



相談内容	問い合わせ先
カラスによる威嚇・攻撃やカラスによるごみの散乱、カラスの死骸(しがい)の回収	業務課(家庭ごみ案内センター) ☎6374 - 9999 FAX 6409 - 1193
市立の①学校②公園——に巣がある場合	①ところとからだ育成課 ☎4950 - 5677 FAX 4950 - 5658 ②公園維持課 ☎6489 - 6531 FAX 6488 - 8883
カラス除けボックスの貸与	ごみ減量政策担当 ☎6409 - 1341 FAX 6409 - 1277